

稲沢市立坂田小学校いじめ防止基本方針（概要版）

令和8年4月

◎ いじめの防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。本校は、いじめはすべての児童に関係する問題ととらえ、けんかやふざけ合いであってもいじめに該当する場合がありますと認識し、いじめの未然防止を心がけ、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で迅速かつ組織的に対応していきます。

「坂田小学校いじめ防止基本方針」の概要を以下に示します。

いじめの防止等に関する具体的な取組について

〈未然防止の取組〉

- ・ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長する学級づくりに努めます。
- ・ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む魅力ある授業づくりに努めます。
- ・ 教育活動全体を通して、異学年交流や体験活動を推進することで、道徳教育・人権教育の充実を図り、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- ・ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネットによるいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。
- ・ いじめ防止等に関する年間計画を作成し、計画的に取り組んでいきます。
- ・ 「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」を実施し、温かな学級づくりに努めます。

〈早期発見の取組〉

- ・ いじめアンケートや教育相談を定期的実施します。
- ・ 教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携やいじめ相談電話等の外部の相談機関を紹介し、児童が悩みを相談しやすい環境を整えます。
- ・ 全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、校内研修等を実施し、指導力の向上を目指します。
- ・ 毎日の児童の「心の健康観察」から小さなサインを見逃さないように努めます。

〈いじめに対する措置〉

- ・ いじめの発見・通報を受けたら速やかに「いじめ・不登校対策委員会」を開き、情報を共有し事実関係を確認のうえ組織的に対応します。
- ・ 被害児童を守り通すという姿勢で対応します。
- ・ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- ・ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- ・ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。また、いじめが解消している場合でも、日常的に注意深く観察します。

〈重大事態への対応〉

- ・ 重大事態が発生しうる場合は、迅速かつ組織的に対応するとともに、教育委員会への報告や当該事態の調査、子どものケア等、最優先に重大事態の解決に向けて取り組みます。また、いじめ調査アドバイザーを積極的に活用し、第三者委員会を設置します。

〈学校の取組に対する検証・見直し〉

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組になるよう努めます。（取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける）